

捕獲箱貸付の手引き

必ずお読みください

西宮市では、アライグマやヌートリアにより被害を受けている方がご自身で捕獲する場合に捕獲箱を貸し出しています。貸出期間は原則1ヶ月で、最長3ヶ月です。

ただし、次の条件を全て満たすことを要件とします。

- ① 現地において、市職員又は兵庫県猟友会会員が実施する、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術についての講習を受講してください。
- ② 捕獲箱は個人の敷地内等、第三者が自由に立ち入ることのできない場所に設置してください。
- ③ 自己の責任で、捕獲箱の管理、餌の入れ替えを行ってください。
- ④ アライグマ及びヌートリア以外の動物を捕獲した場合は速やかに放獣してください。
- ⑤ アライグマ及びヌートリアが捕獲された場合は、農政課に連絡してください。こちらから回収日（土曜、日曜、祝日及び夜間は除きます）を連絡させていただきます。それまでは、捕獲箱を借用された方で保管をお願いします。なお、捕獲したアライグマやヌートリアを許可なく移動することは法律で禁止されていますのでご注意願います。
- ⑥ 捕獲場所（個人の敷地内）において、炭酸ガスによる安楽死処分を行うことを了承してください。（処分は職員及び猟友会員が目立たない方法で行います。）
- ⑦ 子どもが手を触れたりして、ケガをすることがないようにご配慮ください。
- ⑧ 捕獲箱に餌の入れ替え等の作業をする場合は、必ずゴム手袋や軍手をし、使用後はすぐに処分していただくとともに、手洗いを十分におこなってください。
- ⑨ 次の方が気持ちよく使用できるように、捕獲箱は洗って返却してください。

（問合せ先）

西宮市産業文化局産業文化総括室農政課
西宮市六湛寺町10-3 西宮市役所
電話 0798-34-8490